

# 協力会社の皆様へ

## 「岳南作業班長職務認定制度」のあらまし

### 制度の主旨

当社では、このほど安全衛生管理体制の強化策として、「岳南作業班長職務認定制度」を実施します。協力会社に所属する作業班長（送研本部認定者）の方々に対して、岳南建設株の施工する現場に作業班長として従事する際には、“職務認定教育”の受講を必須とするものであります。施工する全ての現場で、平成28年6月1日から仙台支店を皮切りにスタートさせます。

この「岳南作業班長職務認定制度」は、送研本部が実施する作業班長資格認定とは関係なく、当社が指定する認定基準が適用されます。この制度の概略を下記に示しました（詳細は当社各支店に照会してください）。

### 受講対象者

岳南建設株の施工する現場で、作業班長として従事する「協力会社に所属する社員」の方で、送研本部作業班長資格認定（基礎・組立・架線）保有者。

### 制度展開スケジュール

- 平成28年6月1日より仙台支店エリア  
（平成28年度全国安全週間準備期間）
- 平成28年7月1日より仙台支店以外のエリア  
（平成28年度全国協力会社経営者研修会）

### 職務認定教育の受講

職務認定教育修了となる受講内容は、別表に定める「職務認定履修内容」で確認できます。（詳細は当社各支店に照会してください）。

### 有効期間（履修サイクル）

教育の有効期間は、教育修了後、1年間とする。

### 修了証

教育修了時に、当社専用の修了証（手帳型）を発行します。当社現場に入場される場合は必ず所持されるようお願いいたします（乗込み教育時に確認）。

### 教育担当者

教育担当者は、当社が選任する者とする（現場代理人および支店・本社幹部）。

### 履修状況の登録・管理

教育修了者は、本社登録簿により登録・管理され、履修状況に応じて必要な支援を受ける。